

国立研究開発法人国立がん研究センターフェロー等給与規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 基本給（第11条－第13条）
- 第3章 手当
 - 第1節 住居手当（第14条－第20条）
 - 第2節 通勤手当（第21－第28条）
 - 第3節 単身赴任手当（第28条の1－第28条の6）
 - 第4節 特殊勤務手当（第29条－第33条）
 - 第5節 附加職務手当（第34条）
 - 第6節 超過勤務手当等（第35条－第37条）
 - 第7節 宿日直等手当（第38条－第40条）
 - 第8節 業績手当（第41条－第45条）
- 第4章 給与の特例等（第46条－第54条）
- 第5章 規程の実施（第55条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センターフェロー等就業規則（令和元年規程第55号。以下「就業規則」という。）第65条の規定に基づき国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）のシニアフェロー、フェロー、がん専門修練薬剤師、薬剤師レジデント、医学物理士レジデント、がん専門修練診療放射線技師、診療放射線技師レジデント（以下「フェロー等」といい、フェローのうち短期コースに従事する者を「短期フェロー」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 フェロー等の給与は、基本給及び手当とする。

- 2 基本給は、就業規則第28条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。
- 3 手当は、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、業績手当とする。

（重複給与の禁止）

第3条 フェロー等がセンターにおいて他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（基本給の支給）

- 第4条 新たにフェロー等となった者には、その日から基本給を支給し、昇給、降給等により基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。
- 2 フェロー等が退職（国立研究開発法人国立がん研究センター職員人事規程（平成22年規程第24号。以下「職員人事規程」という。）第3条第10号に規定する退職をいう。以下同じ。）したときは、その日まで基本給を支給する。
 - 3 フェロー等が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外

のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額について、その期間の現日数から就業規則第34条の休日（同規則第37条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第38条の代休日と重なった場合は、同規則第34条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与期間）

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給）

第6条 基本給の支給定日（以下本条において「支給定日」という。）は、毎月16日とし、給与期間の月額の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当たるときは、18日）
 - 二 16日が土曜日に当たるとき 15日
 - 三 16日が祝日に当たるとき 17日
- 2 住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び特殊勤務手当（特殊業務手当及び外科医療確保特別加算調整手当に限る。）は、基本給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当（特殊業務手当及び外科医療確保特別加算調整手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給の支給定日に支給する。
- 4 業績手当（年度末賞与を除く。）は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接フェロー等に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、フェロー等が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、本人又は権利者の請求があったときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 本人が死亡したとき。
 - 二 退職したとき。
- 2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。
- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 子
 - 三 父母
 - 四 孫及び祖父母
 - 五 その他これらに準ずる者

（非常時払）

第8条 理事長は、フェロー等が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第35条から第37条まで、第46条、第49条及び第50条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額及び特殊勤務手当(放射線取扱手当及び特殊業務手当及び外科医療確保特別加算調整手当に限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

- 第10条 第4条第4項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第35条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第36条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第37条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額(第30条において「1時間当たり給与等」という。)を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
 - 3 一の給与期間の第35条に規定する超過勤務手当、第36条に規定する休日給及び第37条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計(それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計)に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
 - 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給表)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 フェロー基本給表(別表第1)
- 二 シニアフェロー基本給表(別表第2)
- 三 薬剤師レジデント基本給表(別表第3)
- 四 修練薬剤師基本給表(別表第4)
- 五 医学物理士レジデント基本給表(別表第5)
- 六 診療放射線技師レジデント基本給表(別表第6)
- 七 修練診療放射線技師基本給表(別表第7)

2 前項の基本給表(以下「基本給表」という。)の適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基 本 給 表	適 用 範 囲
フェロー基本給表	フェローに適用する。
シニアフェロー基本給表	シニアフェローに適用する。
薬剤師レジデント基本給表	薬剤師レジデントに適用する。

修練薬剤師基本給表	がん専門修練薬剤師に適用する。
医学物理士レジデント基本給表	医学物理士レジデントに適用する。
診療放射線技師レジデント基本給表	診療放射線技師レジデントに適用する。
修練診療放射線技師基本給表	がん専門修練診療放射線技師に適用する。

(初任給)

第12条 新たに基本給表が適用されるフェロー等となった者の基本給月額、別表第8に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に従い決定する。

2 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

(昇給)

第13条 フェロー等が現に適用されている基本給表に応じて、次に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

基本給表	昇給できる号俸数
フェロー基本給表	1号俸
シニアフェロー基本給表	1号俸
薬剤師レジデント基本給表	1号俸
修練薬剤師基本給表	1号俸
医学物理士レジデント基本給表	1号俸
診療放射線技師レジデント基本給表	1号俸
修練診療放射線技師基本給表	1号俸

2 前項の昇給の時期は、採用から1年経過した日とする。

3 フェロー等の基本給月額が基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、昇給しない。

4 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

第3章 手当

第1節 住居手当

(住居手当)

第14条 住居手当は、次のいずれかに該当するフェロー等に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000

円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているフェロー等（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っているフェロー等その他理事長の定めるフェロー等を除く。）

- 二 第28条の1又は第28条の3の規定により単身赴任手当を支給されるフェロー等で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

（支給額）

第15条 住居手当の月額は、次の各号に掲げるフェロー等の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- 一 月額27,000円以下の家賃を支払っているフェロー等 家賃の月額から16,000円を控除した額
- 二 月額27,000円を超える家賃を支払っているフェロー等 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

（届出）

第16条 新たに第14条のフェロー等たる要件を具備するに至ったフェロー等は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けているフェロー等の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第17条 理事長は、フェロー等から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第14条のフェロー等たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第18条 第16条第1項の規定による届出に係るフェロー等が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

（支給の始期及び終期）

第19条 住居手当の支給は、フェロー等が新たに第14条のフェロー等たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、フェロー等が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第16条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当の支給を受けているフェロー等にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実

の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後確認）

第20条 削除

第2節 通勤手当

（通勤手当）

第21条 通勤手当は、次に掲げるフェロー等に支給する。

- 一 通勤（フェロー等が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とするフェロー等（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であるフェロー等以外のフェロー等であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるフェロー等を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（センターの所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするフェロー等（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるフェロー等以外のフェロー等であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるフェロー等を除く。）
 - イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
 - ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするフェロー等（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるフェロー等以外のフェロー等であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 四 前3号に規定する通勤することが著しく困難であるフェロー等は、次のいずれかに該当するフェロー等で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。
 - イ 住居が離島にあるフェロー等
 - ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難なフェロー等

（支給額）

第22条 通勤手当の額は、次の各号に掲げるフェロー等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1号に掲げるフェロー等 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前条第2号に掲げるフェロー等 次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - イ 片道5キロメートル未満 2,000円

ロ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4, 200円
ハ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7, 300円
ニ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10, 400円
ホ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13, 500円
ヘ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16, 600円
ト	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19, 700円
チ	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22, 800円
リ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25, 900円
ヌ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29, 100円
ル	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32, 300円
ヲ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35, 500円
ワ	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38, 700円
カ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42, 200円
ヨ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45, 700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49, 200円
レ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52, 700円
ソ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56, 200円
ツ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59, 600円
ネ	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63, 000円
ナ	片道100キロメートル以上	66, 400円

三 前条第3号に掲げるフェロー等 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額、前号に定める額の合計額及び駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするフェロー等にあつては、その額に第2項第1号に定める額を加算した額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 第1項第2号又は第3号に掲げるフェロー等で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態は第22条の2で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が定めるフェロー等を除く。）の通勤手当の額は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。

- 一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として第22条の3で定める額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

（駐車場等の要件）

第22条の2 第22条第2項で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事業場の周辺又は第24条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして理事長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- 二 フェロー等が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- 三 その利用についてフェロー等の配偶者若しくは扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして理事長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、フェロー等の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると理事長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、理事長が別に定める要件とすることができる。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第22条の3 第22条第2項で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- 一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
 - イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 理事長が定める額
- 二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

(届出)

第23条 フェロー等は、新たに第21条のフェロー等たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 フェロー等が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

- 一 事業場を異にして異動した場合
- 二 住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

第24条 理事長は、フェロー等から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第21条のフェロー等たる要件を具備していること又は第22条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が第22条第1項のフェロー等たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第25条 通勤手当の支給は、フェロー等に新たに第21条のフェロー等たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されているフェロー等が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されているフェロー等が同項のフェロー等たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、次の各号に掲げる区分のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める月から行うものとする。

- 一 理事長が定める場合 その日の属する月
 - 二 第23条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされた場合 その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- 2 通勤手当は、これを受けているフェロー等にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、理事長が定める場合にはその事実の生じた日の属する月から支給額を改定する。前項第2号の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 3 新たに基本給表の適用を受けるフェロー等となった者が当該適用の勤務を開始すべきこととされる日に第21条のフェロー等たる要件を具備するときは、当該適用の日を同条のフェロー等たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第22条の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第21条のフェロー等が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人国立がん研究センター旅費規程（平成22年規程第12号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第22条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第26条 通勤手当を支給されるフェロー等につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該フェロー等に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（事後確認）

第27条 削除

（支給単位期間）

第28条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第3節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

- 第28条の1 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなったフェロー等で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするフェロー等には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 前項及び第28条の3のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
 - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にあるフェロー等又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
 - 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
 - 三 配偶者が引き続き就業すること。
 - 四 配偶者がフェロー等又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
 - 五 配偶者がフェロー等と同居できないと認められる前各号に類する事情
 - 3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
 - 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、

交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第28条の2 単身赴任手当の月額は、30,000円（フェロー等の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上であるフェロー等にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法によるフェロー等の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- 八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- 九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- 十 2,500キロメートル以上 70,000円

(権衡職員の範囲等)

第28条の3 新たにフェロー等となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなったフェロー等で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするフェロー等、その他第28条の1の規定による単身赴任手当を支給されるフェロー等との権衡上必要があると認められるものとして次に定めるフェロー等には、前条第1項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第28条の1第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなったフェロー等であつて、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるフェロー等以外のフェロー等で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とするフェロー等

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第28条の1第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなったフェロー等（配偶者のないフェロー等に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とするフェロー等

イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学する場合

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がフェロー等と同居できないと認められるイに類する事情

三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に

定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のないフェロー等にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなったフェロー等（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じたフェロー等に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とするフェロー等

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にあるフェロー等又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（フェロー等給与規程適用職員等であつた者から引き続きフェロー等となった場合の当該適用フェロー等が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者がフェロー等と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第28条の1第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のないフェロー等にあつては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなったフェロー等で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とするフェロー等

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなったフェロー等（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じたフェロー等に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とするフェロー等

六 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「新たにフェロー等の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げるフェロー等たる要件に該当することとなるフェロー等

七 その他第28条の1の規定による単身赴任手当を支給されるフェロー等との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるフェロー等

2 フェロー等の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（フェロー等給与規程適用職員等が受ける第28条の1又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該フェロー等には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第28条の4 新たに第28条の1又は第28条の3第1項各号のフェロー等たる要件を具備するに至ったフェロー等は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けているフェロー等の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後

速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

- 第28条の5 理事長は、フェロー等から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第28条の1又は第28条の3第1項各号のフェロー等たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

- 第28条の6 単身赴任手当の支給は、フェロー等が新たに第28条の1又は第28条の3第1項各号のフェロー等たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、フェロー等が第28条の1又は第28条の3第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第28条の4第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 単身赴任手当を受けているフェロー等にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第4節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

- 第29条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事するフェロー等には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
- 一 放射線取扱手当
 - 二 夜間看護等手当
 - 三 救急医療体制等確保手当
 - 四 特殊業務手当
 - 五 外科医療確保特別加算調整手当

(放射線取扱手当)

- 第30条 放射線取扱手当は、フェロー等がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。
- 3 第1項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当にかかる1時間当たり給与等を算定する際に、第9条及び第10条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第9条及び第10条第2項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

(夜間看護等手当)

- 第31条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務に従事したフェロー等に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（就業規則第35条第2項の規定により指定された勤務（同規則第36条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は 歯科医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
その他の職員	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

- 3 フェロー等（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるフェロー等及び第21条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受けるフェロー等を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のためセンターの所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又全部をセンターが負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げるフェロー等の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満のフェロー等 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満のフェロー等 760円
- 三 通勤距離が片道10キロメートル以上のフェロー等 1,140円

（救急医療体制等確保手当）

第32条 救急医療体制等確保手当は、医師又は歯科医師であるフェロー等が次項、第2項、第3項又は第4項に規定する業務に従事した場合に支給する。

- 2 医師又は歯科医師ががん相談対話外来業務（セカンドオピニオン業務を含む）又は病理相談外来業務に従事した場合には、当該業務に従事した回数1回につき、5,000円を支給する。
- 3 医師又は歯科医師が、理事長の定める、観血的処置を実施した場合には、理事長の定める額を支給する。
- 4 医師又は歯科医師（宿日直勤務を命ぜられた者又は救急呼出に備えて自宅等において待機を行った者のうち、本条第5項による手当の支給を受けていないものに限る。）が、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）に従事した場合には、理事長が定める額を支給する。ただし、当該患者が引き続き入院した場合には、入院後に当該患者を診療した医師又は歯科医師（理事長の定める者に限る。）に対して、理事長が定める額を支給する。

（特殊業務手当）

第33条 特殊業務手当は別表第9に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げるフェロー等に対して支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
- 3 特殊業務手当を受けるフェロー等が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
- 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(外科医療確保特別加算調整手当)

- 第33条の2 外科医療確保特別加算調整手当は、理事長が別に定める期間、国立研究開発法人国立がん研究センター組織規程（平成22年規程第2号。以下「組織規程」という。）第73条及び第157条に定める診療科のうち、理事長が別に定める診療科において業務に従事する医師に対して、理事長が別に定める額を支給する。
- 2 外科医療確保特別加算調整手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には外科医療確保特別加算調整手当は支給しない。
- 3 外科医療確保特別加算調整手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第5節 附加職務手当

(附加職務手当)

- 第34条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（本務）以外の理事長の命令により特に附加された職務（附加職務）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第6節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

- 第35条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたフェロー等には、超過勤務手当を支給する。
- 2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したフェロー等に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務した時間（以下、この項において「超過勤務時間」という。）が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額とする。ただし、就業規則第41条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。

(休日給)

- 第36条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日法による祝日（同規則第38条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフェロー等にあつては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。）、12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による祝日を除く。規則第38条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフェロー等にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフェロー等には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

(夜勤手当)

- 第37条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられたフェロー等には、その間に勤務し

た全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第7節 宿日直等手当

第38条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第39条 宿日直勤務を命ぜられたフェロー等には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 22, 500円
- 二 医師以外の宿日直勤務 7, 700円

2 前項の勤務は、第35条から第37条までの勤務には含まれないものとする。

(救急呼出待機手当)

第40条 救急呼出に備えて自宅等において待機を行ったフェロー等には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間(救急呼出により勤務した時間を含む。)が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 フェロー基本給表又はシニアフェロー基本給表俸表の適用を受ける職員 22, 500円
- 二 薬剤師レジデント基本給表又はがん専門修練薬剤師基本給表の適用を受ける職員 2, 000円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間(祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。)において、救急医療等の業務(理事長が定めるものに限る。)の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けたフェロー等が当該業務に従事することをいう。

3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第8節 業績手当

(業績手当)

第41条 業績手当は、センターの業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。

- 一 基礎的支給部分
- 二 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第42条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日(以下この条から第44条まで及び第47条及び第48条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフェロー等(停職者、就業規則第61条の規定により育児休業をしているフェロー等のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)があるフェロー等以外のフェロー等及び就業規則第63条の規定により介護休業をしているフェロー等のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)があるフェロー等以外のフェロー等を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 3 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在においてフェロー等が受けるべき基本給月額とする。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第85条の規定による懲戒解雇及び論旨解雇の処分を受けたフェロー等
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第74条の規定により解雇されたフェロー等（同条第1号に該当して解雇されたフェロー等を除く。）
- 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職したフェロー等（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第44条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていたフェロー等で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（年度末賞与）

第45条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3

月1日（以下この条、第47条及び第48条において「基準日」という。）に在職するフェロー等、停職者、就業規則第61条の規定により育児休業をしているフェロー等のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）があるフェロー等以外のフェロー等、就業規則第63条の規定により介護休業をしているフェロー等のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）があるフェロー等以外のフェロー等）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第5項に定める支給日に支給する。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長がフェロー等の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第85条の規定による懲戒解雇及び論旨解雇の処分を受けたフェロー等

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第74条の規定により解雇されたフェロー等（同条第1号に該当して解雇されたフェロー等を除く。）

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職したフェロー等（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第4章 給与の特例等

（短期フェローの給与）

第46条 第14条から第20条まで、第28条の1から第28条の6まで、第41条から第45条までの規定は、フェロー基本給表適用のうち短期フェローには適用しない。

（給与の減額）

第47条 フェロー等が勤務しないときは、就業規則第34条に規定する休日、祝日法による祝日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず国立研究開発法人国立がん研究センター職員兼業規程（平成22年規程第61号。以下「兼業規程」という。）第7条第1項、第16条第1項、第24条第1項、第34条、第38条第1項及び第42条第1項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたとき（兼業規程第44条第1項に掲げる場合を除く。）は、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児休業者の給与）

第48条 就業規則第61条の規定により育児休業をしているフェロー等には、育児休業期間中、給与を支給しない。

2 第42条及び第45条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしているフェロー等のうち、基

準日以前6箇月以内の期間（第45条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間があるフェロー等には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。

- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 就業規則第61条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者として在職した期間

（育児短時間勤務者の給与）

- 第49条 育児短時間勤務者のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たないフェロー等については、第22条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 2 育児短時間勤務者の特殊勤務手当（特殊業務手当及び外科医療確保特別加算調整手当に限る。）の額は、第33条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 3 育児短時間勤務者の超過勤務手当の額は、フェロー等の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第35条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。
 - 4 育児短時間勤務者の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在においてフェロー等が受けるべき第12条及び第13条までの規定による基本給月額とする。
 - 5 育児短時間勤務職者の業績手当の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取扱い）

- 第50条 就業規則第62条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護休業期間における給与の取扱い）

- 第51条 フェロー等が就業規則第63条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

（介護時間の期間における給与の取扱い）

- 第52条 就業規則第64条の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（短期従事許可における給与の取扱い）

- 第53条 フェロー等が就業規則第26条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（基本給の半減）

- 第54条 フェロー等が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給の半額を減ずる。
- 2 前項の基本給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

- 一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他のフェロー等に感染のおそれが高いと認められるもの
 - 二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの
- 3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第34条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の国立研究開発法人国立がん研究センター職員勤務時間等規程（平成22年規程第13号）第24条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。
- 一 生理日の就業が著しく困難な場合
 - 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- 三 国立研究開発法人国立がん研究センター安全衛生管理規程（平成22年規程第36号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条第2項の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合
- 4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給の半額を減ずる。
- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給の半額を減ずる。
- 6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。
- 7 月又は月の中途において基本給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給の半額が減ぜられる場合における基本給は、当該給与期間の現日数から就業規則第34条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

（規程の実施）

第55条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年8月1日から施行する。

（経過措置等）

第2条 令和元年8月1日（以下「切替日」という。）の前日に国立研究開発法人国立がん研究センター非常勤医師及び研究員給与規程（平成22年4月1日規程第17号。以下「非常勤医師等給与規程」という。）を適用されていた修練医等が引き続きレジデント基本給表適用修練医等（短期レジに限る。）となり、その者の受ける基本給月額が切替日前日に非常勤医師等給与規程第8条第1項の規定により決定された時間給に当該給与期間中の勤務時間数（切替日前日におけるその者について定められていた1日あたりの勤務時間数に当該給与期

間中に勤務を割り振られた日数を乗じて得た時間数)を乗じて得た額に達しないこととなる修練医等には、切替日にその者に定められた任用期間中に限り、その者の基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

- 2 前項の適用を受ける修練医等には、第42条第1項に定める基準日にそれぞれ在職する修練医等に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に33,600円を業績手当として支給する。

附 則 (令和2年規程第6号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年2月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター修練医等給与規程の規定は、令和元年7月1日から適用する。

附 則 (令和2年規程第29-3号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第10号)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第5号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年2月1日から適用する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター修練医給与規程(以下「改正後の修練医給与規程」という。)の規定は、令和5年1月1日以降に在職する職員(修練医給与規程第1条の規定により修練医等給与規程の適用となる職員をいう。)に対して令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年規程第8号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年2月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター修練医等給与規程(以下「改正後の修練医等給与規程」という。)は、令和6年1月1日以降に在職する職員に対して令和5年4月1日から適用する。ただし、次条に定めるものを除く。

第3条 この規程による改正後の修練医等給与規程別表第9の2の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年規程第57号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター修練医等給与規程は、令和6年11月1日以降に在職する職員に対して令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年規程第10号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年規程第 7 0 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年規程第 7 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立がん研究センター修練医等給与規程は、令和 8 年 2 月 1 日以降に在職する職員に対して令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年規程第 1 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年規程第 5 4 号）

（施行期日）

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年規程第 7 8 号）

（施行期日）

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1 フェロー基本給表（第 1 1 条第 1 項第 1 号関係）

職務の級 号俸	基本給月額
	円
1	412, 200
2	431, 600
3	450, 900

別表第 2 シニアフェロー基本給表（第 1 1 条第 1 項第 2 号関係）

職務の級 号俸	基本給月額
1	円 479, 100
2	497, 500

別表第 3 薬剤師レジデント基本給表（第 1 1 条第 1 項第 3 号関係）

職務の級 号俸	基本給月額
	円
1	302,300
2	305,600
3	310,200

別表第4 修練薬剤師基本給表（第11条第1項第4号関係）

職務の級 号俸	基本給月額
1	円 317,400
2	320,900

別表第5 医学物理士レジデント基本給表（第11条第1項第5号関係）

職務の級 号俸	基本給月額
	円
1	276,500
2	286,000
3	293,800

別表第 6 診療放射線技師レジデント基本給表（第 1 1 条第 1 項第 6 号関係）

職務の級 号俸	基本給月額
	円
1	282,000
2	291,400
3	295,900

別表第 7 修練診療放射線技師基本給表（第 1 1 条第 1 項第 7 号関係）

職務の級 号俸	基本給月額
1	円 301,000
2	305,600

別表第8 初任給基準表（第12条関係）

イ フェロー基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 号 俸

ロ シニアフェロー基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 号 俸

ハ 薬剤師レジデント基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒 大 学 卒	1 号 俸

ニ 修練薬剤師基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒 大 学 卒	1 号 俸

ホ 医学物理士レジデント基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 学 物 理 士	大 学 6 卒 大 学 卒	1 号 俸

ヘ 診療放射線技師レジデント基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 号 俸

ト 修練診療放射線技師基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 号 俸

別表第9 特殊業務手当支給区分表（第33条第1項及び第2項関係）

種 別	月 額
1 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	17,700円
2 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	16,000円
備考 1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。 2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。 3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。 4 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。 5 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。	